
洲 本 市

子ども・子育て支援事業計画

【 第 3 期 】

■ 子ども子育て会議資料 ■

目 次

I	計画の概要	1
1	計画の位置づけ	1
2	計画の対象	2
3	計画の期間	2
II	計画の骨子	3
III	スケジュール	5
1	業務工程	5
2	子ども・子育て会議	6

I 計画の概要

1 計画の位置づけ

(1) 法的位置づけ

「洲本市子ども・子育て支援事業計画」は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。

子ども・子育て支援法（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

具体的な計画策定にあたっては、同法第60条に基づき、内閣総理大臣が定める、子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための「基本指針」を踏まえています。

また、本計画は、次世代育成支援対策推進法の趣旨を踏まえつつ、「市町村子ども・子育て支援事業計画」の制度的枠組みにとらわれない幅広い子ども・子育て支援の方向性を示すものであり、「次世代育成支援行動計画」の理念等を継承する計画として策定します。

次世代育成支援対策推進法（市町村行動計画）

第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

また、厚生労働省通知に基づく「母子保健計画」を含む、洲本市の子育て支援施策の総合的な計画として位置づけるものです。

(2) 洲本市計画体系等における位置づけ

本計画は、本市の上位計画である「洲本市総合計画」に則し、保健・医療・福祉・教育等の関連する個別計画や本市の魅力や特長を生かした定住施策との整合・連携を図りながら、次代を担う子どもを生み育てる家庭を地域全体で支援し、子どもが心身ともに健やかに育つためのまちづくりの計画となります。

なお、本計画は、国・県の子ども・子育て支援の関連計画と整合性のとれた計画として策定するものです。

2 計画の対象

本計画の対象は、生まれる前から乳幼児期を経て、青少年期に至るまでの、おおむね 18 歳までの子どもとその家庭とします。

子育て支援を行政と連携・協力して行う事業者や企業、また地域で活動する住民や団体等も対象としています。

3 計画の期間

第3期計画は、令和7～11年度の5年間を計画期間とするものです。

ただし、子ども・子育てを取り巻く社会状況の変化などにより、必要に応じて、計画期間中に見直しを行います。

西暦	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
和暦	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
第2期 子ども・子育て支援事業計画					第3期 子ども・子育て支援事業計画					

Ⅱ 計画の骨子

第1章 計画策定の概要

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の対象
- 4 計画の期間
- 5 計画の策定体制と策定の経緯

・計画策定の趣旨や、先ほど説明した計画の位置づけ、対象、期間、また策定体制や策定の経緯を記載していきます。

第2章 洲本市の子ども・子育てを取り巻く現状と課題

- 1 人口・世帯・人口動態等
- 2 就業状況
- 3 教育・保育施設などの状況
- 4 アンケート調査の概要
- 5 第2期計画の主な事業の実施状況

・人口、世帯、就業状況などの統計データや、教育・保育施設などの状況の取りまとめを行い、記載していきます。
・令和6年2月から3月にかえて実施したアンケート調査の概要を記載するとともに、第2期計画の主な事業の実施状況の振り返りを行います。

第3章 計画の基本的な考え方

- 1 子ども・子育て支援の基本理念
- 2 計画の基本目標
- 3 施策の体系
- 4 将来フレーム（将来の子ども人口）

・基本理念（洲本で子育て！みんなきらめく笑顔のまち）、基本目標とそこに紐づいている各施策を記載していきます。
・人口推計の手法であるコーホート変化率法に基づき、将来の子ども人口の推計を行います。

第4章 子ども・子育て支援の総合的展開

- 基本目標1 子どもの成長を支える教育・保育の環境づくり
- 基本目標2 安心して子どもを産み育てることができる環境づくり
- 基本目標3 子ども・子育てを地域で支え合う環境づくり
- 基本目標4 子育てと仕事を両立できる環境づくり

・基本目標、各施策ごとに施策の方向性や具体的な取組内容を記載していきます。

第5章 子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

- 1 子ども・子育て支援制度の概要
- 2 教育・保育提供区域
- 3 教育・保育の量の見込みと確保の内容
- 4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制
- 5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

・1号、2号、3号の認定区分や延長保育事業、放課後児童クラブなどの事業の概要、提供体制、確保策の考え方を記載するとともに、「量の見込み（需要量）」の算出及び「確保方策（供給量）」の設定を行います。

第6章 計画の推進について

- 1 市民や地域、関係団体との協働
- 2 計画の推進体制
- 3 計画の進行管理

・市民や地域、関係団体との協働体制や計画の推進体制、進行管理について記載していきます。

Ⅲ スケジュール

1 業務工程

	令和6年度											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
①アンケートの集計・報告書の作成												
②第2期計画の事業評価												
③量の見込みの算出、確保方策の設定												
④計画素案の作成・検討												
⑤計画案の補修正・確定												
⑥パブリックコメントの実施												
⑦概要版の作成												
⑧印刷												
⑨子ども・子育て支援会議				★			★		★		★	

2 子ども・子育て会議

日時		策定委員会
令和6年度	7月	【第1回】 ① 計画の概要の説明 ② アンケート調査結果の報告 ③ 第2期計画の事業評価の報告
	10月	【第2回】 ① 計画素案の検討 ② 量の見込みと確保方策の検討
	12月	【第3回】 ① 計画案の検討 ② 量の見込みと確保方策の検討
	2月	【第4回】 ① パブリックコメントの結果報告 ② 計画最終案の確認・決定